津山市農業委員会会長交際費支出基準及び公表に関する要綱

平成25年 4月 1日津山市農業委員会告示第 1 号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、津山市農業委員会会長交際費(以下「交際費」という。)の適 正な支出を図るため、その支出基準及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。 (支出区分)
- 第2条 交際費は、次の各号に掲げる区分(以下「支出区分」という。)に応じ、当 該各号に定める支出とする。
 - (1) お供え 農業委員会関係者に対する香料等に係る支出
 - (2) 会 費 会議、会合、祝賀会等への参加に係る支出
 - (3) お祝い 農業委員会運営に関係する個人及び団体の慶事に係る支出
 - (4) お見舞い 農業委員会関係者の傷病等に対する見舞金に係る支出
 - (5) 懇談会費 農業委員会運営に資する懇談会その他の経費に係る支出
 - (6) その他 上記に定めるもののほか、会長が特に必要と認める経費(支出基準)
- 第3条 会長は、交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、 必要最小限の支出に努めるものとし、別表第1に定める基準により支出するものとす る。

(公表する内容)

- 第4条 交際費の公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 支出区分 農業委員会会長交際費支出基準に基づく区分
 - (2) 支出年月日 農業委員会会長交際費を支出した日
 - (3) 支出金額 支出した農業委員会会長交際費の額
 - (4) 支出内容 支出した農業委員会会長交際費の内容
 - 2 前項の規定にかかわらず、津山市情報公開条例(平成11年津山市条例第2号) 第7条各号に掲げる情報については、公表しない。

(公表の時期)

第5条 交際費の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月15日までに行うものとする。ただし、その日が休日(津山市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日をいう。)にあたるときは、当該休日の直後の休日でない日をもってその期限とする。

(公表の方法)

第6条 交際費の公表は、その内容を津山市ホームページに掲載するとともに、閲覧の申し出があった場合は、農業委員会事務局において会長交際費執行状況を閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行し、同日以降に支出する会長交際費について適用する。

別表第1(第3条関係)

1 お供え

対象者	対象者との続柄	支出金額(円)
現職の農業委員会委員	本 人	10,000
元 職 の 会 長	本 人	5,000
他市町村農業委員会長	本 人	5,000
関係団体役員等	本 人	5,000
その他農業委員会会長が 特に必要と認めるもの	社会通念上妥当	と認められる額

2 会費

- (1) 案内状等に会費額の記載のある会議、会合、祝賀会等に係る支出金額は、 当該会費額とする。
- (2) 飲食を伴う会で案内状等に会費額の記載のない場合の支出金額は、 5,000円を限度とする。
- 3 お祝い

農業委員会運営に関係する個人及び団体の慶事に係る支出金額は、5,000円 以内とする。

4 お見舞い

傷病見舞いの対象者は、お供えと同等の範囲内とし、支出金額は、5,000円 以内とする。

5 懇談会費

農業委員会運営に資する懇談会費の支出金額は、原則として出席者1人につき 5,000円以内とする。

6 その他

その他の支出については、別途協議し定めるものとする。

備考 この基準は、一般的な支出金額を示したものであり、この基準によることが 適当でない事例が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。